

9/17 記者会見：ILO 関係要旨メモ

2024.9.11 安田 真幸

(連帯労働者組合・杉並)

<訴えのポイント>

1 会計年度任用職員制度は「有期雇用の濫用防止」の国際労働基準に反している

- ① 非正規民間労働者には「契約更新」、「無期転換」、「不合理な雇止め規制」、「雇止め理由の明示」などが適用される。
- ② これとは真逆なことに、非正規公務員は「更新ではなく、毎年新たに任用（＝毎年試用期間）」、「無期転換なし」、「雇止め規制なし」、「公募不合格雇止め＝雇止め理由明示せず」とされている。
- ③ つまり、「会計年度任用職員制度は有期雇用の濫用」そのものである。

2 非正規公務員から「労働基本権はく奪」は、ILO87号条約違反

- ① 2017年地公法改悪により、22万人もの「特別職非常勤職員」から「労働基本権はく奪」。
- ② 「正規」常勤職員と異なり、会計年度任用職員は「手厚い身分保障」、「人事委員会の賃金勧告」、「労働条件の条例による保障」から外されている。
- ③ つまり、労働基本権はく奪の理由が成り立たない。

3 当事者組合や当事者との協議抜き「地公法改悪」は、ILO「三者協議条約」と「雇用政策条約」に反している

- ① 労働法制は「労働政策審議会」での「公・労・使の三者審議」を経て改定される。
- ② 公務員法制は使用者である政府が「政・労・使の三者協議」を経ずに改定されている。
- ③ つまり、使用者としての日本政府に、公務員法制にも「三者協議原則」の仕組みを導入させることが急務である。

<提供資料>

- 1 ILO「ふたつの大きな勧告」
- 2 「外務省決裁文書」&2022年「4労組：情報提供」
- 3 2024年「4労組：情報提供」

以上